

実施方針の横断的方策 実施状況

章名	具体的方針	実施状況
(1) 総合的・統合的アプローチの確保	①競争的資金における研究課題の公募等において、研究における総合的・統合的アプローチを推奨する。	21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日閣議決定）を受け、環境技術開発等推進費では、公害対策と温暖化対策の相乗的・一体的な対策（コベネフィット対策）に関する技術開発を平成20年度から開始。地球環境推進費でも、シミュレーション等による低炭素社会の政策研究に注力している。 また、環境技術開発等推進費、廃棄物処理等科学研究費、地球環境研究総合推進費では、各資金制度が対象とする分野の特性に応じた総合的・統合的なアプローチ枠を設けるなど、当該アプローチを推進している。 （独）国立環境研究所においても、専門分野を超えた研究者の連携や国内外の他機関との連携を図りつつ、総合的な研究の推進に努めている。
	②将来的に実現すべき持続可能な社会の統合的なビジョンを示すための研究を推進する。	有識者による検討会等を開催し、バックキャストの活用により、2050年に実現されることが望ましい我が国の環境像・社会像を「超長期ビジョンの検討について（報告）」としてとりまとめた（平成19年12月）。
(2) 国際的取り組みの戦略的展開	①アジアにおける酸性雨等越境大気汚染モニタリング・ネットワークを構築する。	東アジア13カ国が参加している東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）を財政面・技術面で支援している。 また、第9回日中韓三カ国環境大臣会合（平成19年12月）では、我が国のリードにより、光化学オキシダントの汚染メカニズムの解明や共通理解の形成に向けて科学的な研究を協力して進めること、日中韓による黄砂の共同研究を平成20年から開始することが合意された。
	②アジア地域を含めた3R政策研究を実施する。	廃棄物処理等科学研究費では「3Rイニシアティブ特別枠」を設けて、アジア地域を含めた3R政策研究を実施している。
	③海外の研究機関との研究を円滑に進める観点から、研究協力協定等に基づく国際行動研究等を推進する。（中期計画）	（独）国立環境研究所において、環境保護協力協定等に基づき、45件にのぼる国際的な共同研究等を実施している。
	④海外からの研究者・研究生の受入数を増加させる。（中期計画）	（独）国立環境研究所では、国際協力機構（JICA）の研修生や視察者、共同研究者等を426名（H19年度実績）受け入れた（前中期計画中の年平均数393名より増加）。
	⑤国際的な環境研究の推進に貢献するため、国際機関・国際研究プログラムに積極的に参画する。（中期計画）	IPCC関連会合に専門家を派遣し、IPCC第4次評価報告書の完成に貢献した。 （独）国立環境研究所においても、IPCC、UNEP、OECD等の国際機関の活動やGEO（地球観測グループ）等の国際研究プログラムに積極的に参画するとともに、OECDにおける物質フロー・資源生産性指標に関する活動を作業部会議長として主導するなど国際的取り組みを積極的に展開した。 また、ASiaFluxネットワーク、GIO（温室効果ガスインベントリオフィス）、GCP（グローバルカーボンプロジェクト）の事務局としての活動を引き続き推進している。

章名	具体的方針	実施状況
	⑥国際研究計画の国際オフィス活動を積極的に展開する。	
	⑦国際的な研究ネットワークに積極的に関与する。	アジア太平洋地域における地球変動研究を促進するアジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）を、引き続き支援する。
	⑧環境省の海外向けホームページの充実強化の方針を踏まえ、積極的に海外向けに研究・技術開発の成果を発信する。	地球環境研究総合推進費では、これまでに実施した研究成果について個別課題ごとに英文サマリーを掲載するなど、海外に向けて情報発信を行っている。 また、我が国の優れた環境研究・環境技術開発の成果を、その内容やその受け手に応じて、国内外に戦略的に発信する体制を構築するため、平成20年度から本格的な検討に着手した。
(3)国内の地域における研究開発の推進	①地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業の実施により、地域における地方環境研究所の中核機関としてのモデルを確立し、そのモデルを普及する。	モデル地域として、東京都、岐阜県、愛知県及び鳥取県の4件を採択し、地域の環境問題解決に資する環境技術開発に取り組むとともに、大阪府及び川崎市において、シンポジウムを開催し、産学官連携に対する普及啓発活動を実施した。
	②地方環境事務所は、国の地方機関等が合同で行う地域科学技術施策の推進に積極的に関与する。	各地域の科学技術振興協議会等へ参加し、地域において環境省の科学技術施策の周知に努めている。
	③環境測定分析統一精度管理調査を継続して実施することにより、地方環境研究所及び民間機関における環境測定分析の精度の維持・向上を図る。また、地方環境研究所における精度管理の強化に向けた取組に対して助言・支援を行う。	均一に調製された①塩化水素及びふっ素化合物を調査対象とした模擬排ガス吸収液試料、②硫黄酸化物及び窒素酸化物を調査対象とした模擬排ガス試料、③芳香族化合物（ベンゾ(a)ピレン）を調査項目とした底質試料、④ダイオキシン類を調査項目とした底質試料、⑤有機スズ化合物（トリブチルスズ化合物：TBT、トリフェニルスズ化合物：TPT）及び有機塩素化合物（p,p'-DDE、p,p'-DDD）を調査対象とした模擬水質試料の5種類の環境試料を用意し、参加分析機関（調査全体で455機関）に配付し、その測定分析結果を取りまとめた。 また、平成18年度の調査結果について、全国5箇所において、環境測定分析ごとに説明会を実施し、分析機関の環境測定分析技術の更なる向上に努めている。
(4)国の研究資金制度の活用・強化	①「環境省研究開発評価指針」(平成18年10月改定)に基づき、環境省が実施する研究開発施策そのものについて定期的に評価し、その結果をもとに制度を改善していく。	環境省の4競争的資金制度について、事業終了から3年が経過した課題を対象に追跡調査を実施し、制度への反映を検討した。また、時期が該当する研究開発課題について中間評価や事後評価を実施した。
	②競争的資金の特性を明確化し、必要に応じて分類を整理する等、利用者にわかりやすい制度の設計とその説明に努める。	各競争的資金の公募要領等において、それぞれの対象となる研究・技術開発を、利用者にわかりやすく明記するようにしている。また、環境技術開発等推進費及び地球環境研究総合推進費では、公募窓口、公募期間等を統一することにより、応募者に分かりやすい環境の整備に努めている。

章名	具体的方針	実施状況
	③総合科学技術会議における研究制度の改革の検討等を踏まえ、適切な競争的資金制度のシステムや配分機能の強化を図る。	PD・P0の配置等による評価制度の整備促進や早期の募集開始等による採択課題の決定の早期化、不正経理及び不正受給に対する取組強化などに努めている。 また、間接経費30%の措置、若手研究者の支援枠（環境技術開発等推進費、廃棄物処理等科学研究費補助金、地球環境研究総合推進費）や、その際の女性研究者への配慮を行っている。
	④競争的資金の配分において、将来的に実現すべき持続可能な社会の統合的なビジョンを示すための研究を重点化する。	環境技術開発等推進費、廃棄物処理等科学研究費、地球環境研究総合推進費では、各資金制度が対象とする分野の特性に応じた総合的・統合的なアプローチ枠を設けるなど、当該アプローチを推進している。【再掲(1)①】 地球環境研究総合推進費では、研究対象分野のひとつとして「持続可能な社会・政策研究」を設けており、積極的に研究を推進している。
	⑤地球環境保全等試験研究費（いわゆる一括計上）について戦略的に配分する。	地球環境保全試験研究費については、平成19年度以降、地球観測モニタリング支援型に特化している。また、公害防止等試験研究費については、20年度以降の新規課題については、①長期継続的環境観測等や知的研究基盤の戦略的・重点的整備に資するもの、②「環境研究・環境技術開発の今後の推進戦略について」において重要課題に該当する研究のうち所管府省の行政施策への反映が期待できるもの、③地方自治体の試験研究機関の環境研究・技術開発ポテンシャル向上に寄与するもの のいずれかに該当するものに限定することとした。
(5)環境研究を支える基盤の充実・整備 1)人材育成・組織の整備	①競争的資金への参加研究者を対象に、成果発表会を活用した領域間交流の機会を設け、自らの研究分野を超えた広い視野を養い、また人脈を広げる場を提供する。	4競争的資金とも、成果発表会を開催し、異分野の研究者間の交流、研究者と民間企業との交流の機会の場を提供している。
	②総合科学技術会議等における府省間の連携施策へ積極的に参画する。	「バイオマス利活用」、「総合的リスク評価による化学物質の安全管理・活用のための研究開発」等の連携施策群に積極的に参加し、関係府省との情報共有、連携等を図っている。
	③地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業の実施により、地域における産学官連携体制の構築を支援する。	モデル地域として、東京都、岐阜県、愛知県及び鳥取県の4件を採択し、地域の環境問題解決に資する環境技術開発に取り組むとともに、大阪府及び川崎市において、シンポジウムを開催し、産学官連携に対する普及啓発活動を実施した。【再掲(3)①】
	④環境省が実施する研究開発プロジェクトの評価に携わる人材確保の重要性に考慮しつつ、それら人材の定期的な入れ替えにより評価人材の活性化を促進する。	研究開発プロジェクトの評価委員の定期的な入れ替えを行うことにより、評価人材の活性化を確保している。また、地球温暖化対策技術開発事業では、専門家（技術アドバイザー）を採用し、技術的なコメントを得るなど、プロジェクトの質を向上するための取組を進めている。

章名	具体的方針	実施状況
	⑤環境分野の研究者コミュニティに対し、既に一部の競争的資金では公募情報の提供等の広報が行われているが、他の競争的資金についても同様の取組を広げる等、コミュニケーションを強化する。	環境技術開発等推進費、廃棄物処理等科学研究費及び地球環境研究総合推進費では、環境省の報道発表以外に、関連学会、科学誌を通じ、研究者コミュニティに公募情報の提供を行った。また、地球温暖化対策技術開発事業では、成果発表会等を通じ、事業の周知を図っている。
(5)環境研究を支える基盤の充実・整備 2)継続的モニタリングの戦略的推進	①大気・海洋・陸域の環境モニタリングを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域モニタリングネットワークによる黄砂の動態把握と予測、衛星を用いた温室効果ガス観測に関する研究、関係府省の連携による地上観測、船舶や航空機を用いた観測等を実施している。また、海洋の陸域起源の汚染を対象とした調査、廃棄物等の海洋投入処分による汚染を対象とした調査を実施している。</li> <li>・ 全国9箇所の国設大気測定局において、継続的に大気汚染に関する観測データを収集するとともに、都道府県から報告のあった大気汚染状況の常時監視の結果を整理、解析し、報告書として取りまとめを行い、科学的知見の充実を図っている。また、低濃度であるが、長期ばく露によって人の健康を損なうおそれのある有害大気汚染物質についてのモニタリング調査や、排出実態の把握等も継続的に行っている。</li> <li>・ 交差点等の局所的高濃度地点を中心とした道路沿道の大気汚染の状況を把握し、窒素酸化物や浮遊粒子状物質（SPM）等の環境基準の達成状況の把握や試験的な測定による、測定技術の開発及び機器やデータの検証を行うとともに、モニタリングによる汚染状況の実態を把握するなど、大気汚染対策推進のための基礎資料を得ている。</li> <li>・ 都道府県等が行う水質監視業務的確化・効率化の推進のため、モニタリング的確化・効率化に係る具体的な手法や、データの信頼性を確保するための精度管理について検討している。また、現在の公定分析法について、的確化・効率化に向けた新たな分析法の導入・改善に向けた検討を行っている。</li> <li>・ (独)国立環境研究所では、地球環境モニタリング技術の高度化を図り、国際的な連携下で先端的な地球環境モニタリングを実施している。</li> </ul>
	②航空機・船舶を活用した温室効果気体の観測研究を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域モニタリングネットワークによる黄砂の動態把握と予測、衛星を用いた温室効果ガス観測に関する研究、関係府省の連携による地上観測、船舶や航空機を用いた観測等を実施。また、海洋の陸域起源の汚染を対象とした調査、廃棄物等の海洋投入処分による汚染を対象とした調査を実施している。</li> <li>・ (独)国立環境研究所では、地球環境モニタリング技術の高度化を図り、国際的な連携下で先端的な地球環境モニタリングを実施している。【再掲(5)2)①】</li> </ul>
	③地球温暖化観測連携拠点事業を推進する。	地球温暖化観測推進事務局（(独)国立環境研究所地球環境研究センター内）による、地球観測連携拠点（温暖化分野）における活動により、関係府省、関係機関の連携を推進した。
	④GOSATによる衛星観測実現に向けた研究を促進する。	GOSATプロジェクトの一環として、GOSATへ搭載する温室効果ガス観測のためのセンサ開発を継続して実施し、平成19年度末にセンサ製作を終了した。また、GOSATのデータ処理アルゴリズムの開発とその検証及び改良点の抽出、計算モデル改良、衛星データ同化手法の精緻化及び関連データベースの整備を行った。
	⑤POPsモニタリング分析調査を着実に実施する。	平成14年度よりPOPs条約対象物質について、継続してモニタリングを実施している。

章名	具体的方針	実施状況
	⑥ナノテクノロジーなどの先端技術を積極的に導入した効率的なセンサーの開発を促進する。	超小型センサーや有害化学物質を高感度・迅速に検出するセンサーなど、ナノテクノロジーを活用した環境技術開発を推進している。
	⑦環境監視計測分野における技術の実用化を支援する。	「環境技術開発等推進費」において「環境監視計測・高度情報化分野」を重点的に推進すべき分野に位置づけ、支援を実施している。
	⑧将来顕在化する新たな環境問題に備え、国内外の環境試料や絶滅危惧種、環境指標生物などの収集・保存を戦略的に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遡及的観点の環境モニタリングの実施をするために、国立環境研究所環境試料タイムカプセル棟を活用して、液化窒素を使った超低温容器を用い、環境試料として沿岸性二枚貝やアカエイ肝臓などの生物試料等を370本を凍結保存した。</li> <li>・ 棲息地域外に於いて多様性を確保しつつ絶滅危惧種の保存を行うため、動物としては鳥類を中心として26種678系統の生きた細胞を凍結保存、植物についてはシャジクモに重点を置いて7種63系統を凍結保存或いは継代培養により保存した。</li> </ul>
	⑨環境測定分析統一精度管理調査を継続して実施することにより、地方環境研究所及び民間機関における環境測定分析の精度の維持・向上を図る。	均一に調製された①塩化水素及びふっ素化合物を調査対象とした模擬排ガス吸収液試料、②硫酸化物及び窒素酸化物を調査対象とした模擬排ガス試料、③芳香族化合物（ベンゾ(a)ピレン）を調査項目とした底質試料、④ダイオキシン類を調査項目とした底質試料、⑤有機スズ化合物（トリブチルスズ化合物：TBT、トリフェニルスズ化合物：TPT）及び有機塩素化合物（p,p'-DDE、p,p'-DDD）を調査対象とした模擬水質試料の5種類の環境試料を用意し、参加分析機関（調査全体で455機関）に配付し、その測定分析結果を取りまとめた。また、平成18年度の調査結果について、全国5箇所において、環境測定分析ごとに説明会を実施し、分析機関の環境測定分析技術の更なる向上に努めている。【再掲(3)③】
(5)環境研究を支える基盤の充実・整備 3)知的研究基盤の強化	①知的研究基盤を整備する。(中期計画)  ②競争的資金を活用し、基礎研究開発への支援を継続する。	<p>(独) 国立環境研究所では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 182本の環境標準試料を国内外の研究・調査機関に提供。</li> <li>・ National Bioresource Projectにおいて微細藻類のセンターと位置付けられている環境生物保存棟・微生物系統保存施設において、平成19年度は新たに約300株増加し、総数2568株（公開株2099株）の保存を継続。</li> <li>・ 温室効果ガスインベントリオフィス、GCP（グローバルカーボンプロジェクト）国際オフィスとしての活動を継続。国の地球観測連携拠点（温暖化分野）の事務局である地球温暖化観測推進事務局を設立し活動を開始。【再掲】</li> <li>・ 地球環境モニタリング技術の高度化を図り、国際的な連携下で先進的な地球環境モニタリングを実施するため、大気・海洋モニタリング関連事業および陸域モニタリング関連事業を推進。</li> <li>・ 観測データや地球環境研究の成果を地球環境に係わる基盤データベースとして整備、提供するとともに気象データ表示・解析システムなど解析用ツールを提供。</li> </ul>

章名	具体的方針	実施状況
	③「環境情報戦略」の策定による環境情報に係る計画的な基盤整備の推進、利用者本位の環境情報の整備、環境情報の流通の促進、国際的な情報連携基盤の整備を行う。	中央環境審議会に環境情報専門委員会を設置し、環境情報の収集・整理・提供等のあり方、政府・地方公共団体・研究機関・民間団体等との役割分担や相互連携のあり方、諸外国との連携協力のあり方等について議論・検討を行っている。
	④環境試料を長期に保存するタイムカプセル化事業を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遡及的観点の環境モニタリングの実施をするために、国立環境研究所環境試料タイムカプセル棟を活用して、液化窒素を使った超低温容器を用い、環境試料として沿岸性二枚貝やアカエイ肝臓などの生物試料等を370本を凍結保存した。</li> <li>・ 棲息地域外に於いて多様性を確保しつつ絶滅危惧種の保存を行うため、動物としては鳥類を中心として26種678系統の生きた細胞を凍結保存、植物についてはシャジクモに重点を置いて7種63系統を凍結保存或いは継代培養により保存した。【再掲(5)2)⑧】</li> </ul>
(5)環境研究を支える基盤の充実・整備 4)環境情報の効果的な活用・普及の促進	①環境総合データベースを引き続き整備・運用するなど環境省の行政情報の電子的提供を推進する。	環境総合データベースについて、データベース内の各種情報の充実及び更新を図っている。
	②生物多様性情報システムの整備を促進する。	生物多様性情報システム(J-IBIS)について、平成19年5月から自然環境情報GIS(第2版)のダウンロード提供を本格実施したのをはじめ、新規の調査結果の追加等のコンテンツの更新を行った。
	③環境保全技術の開発と普及を促進するために国立環境研究所が整備・運用する「環境技術情報ネットワーク」を充実強化する。(中期計画)	<p>環境保全に貢献する技術の普及と啓発を図るため、平成15年8月より運営していた「環境技術情報ネットワーク」を再編し、環境研究・環境技術に重点を置いた「環境研究技術ポータルサイト」を構築し、平成19年10月より国立環境研究所ホームページに開設した。</p> <p>同サイトは、(1)国内や海外の環境研究・技術に関する新着ニュース、(2)環境研究・技術に関するイベント情報、(3)環境技術ライブラリ、(4)環境技術情報ナビ、(5)環境データベース及び(6)地方環境研究所との交流などから構成され、環境研究技術のポータルサイト(情報の収集・発信の窓口となるサイト)の役割を果たすことを目指している。</p>
	④環境の状況等に関するデータについて、データベース化を進めると共に、それらをわかりやすく表示する環境GISの整備・運用を行う。(中期計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「環境GIS」に含まれるコンテンツの様式統一という観点から、ページデザインの改良をはじめとする全面リニューアルを引き続き実施した。</li> <li>・ 新規コンテンツとして、測定地点マップ(電子国土版)サイトを追加したほか、海洋環境モニタリングマップ(日本周辺海域における海洋環境の状況を電子国土版に変更)及び大気汚染状況の常時監視結果(環境基準の達成状況・年平均値の濃度分布・汚染濃度の上位測定局のコンテンツを追加)サイトのリニューアルを行った。</li> </ul>

章名	具体的方針	実施状況
	⑤「環境情報戦略」の策定による環境情報に係る計画的な基盤整備の推進、利用者本位の慣用情報の整備、環境情報の流通の促進、国際的な情報連携基盤の整備を行う。(環境基本計画)	中央環境審議会に環境情報専門委員会を設置し、環境情報の収集・整理・提供等のあり方、政府・地方公共団体・研究機関・民間団体等との役割分担や相互連携のあり方、諸外国との連携協力のあり方等について議論・検討を行っている。【再掲(5)3)③】
	⑥高度情報化分野における技術の実用化を支援する。	「環境技術開発等推進費」において「環境監視計測・高度情報化分野」を重点的に推進すべき分野に位置づけ、支援を実施している。【再掲(5)2)⑦】
	⑦膨大なデータの解析能力を高めるシステムを構築する。	(独)国立環境研究所では、大量の衛星観測データの解析システムを構築し、処理結果の中から必要なデータを提供するためのシステム整備を進行中。
(6)研究開発評価の充実・強化	①「環境省研究開発評価指針」(平成18年10月改定)に基づき、環境省が実施する研究開発施策を対象に、追跡評価を含めた研究開発評価を着実に実施する。	環境省の4競争的研究資金制度について、事業終了から3年が経過した課題を対象に追跡調査を実施し、制度への反映を検討した。また、時期が該当する研究開発課題について中間評価や事後評価を実施した。【再掲(4)①】
	②環境省が実施する研究開発施策の評価状況の全体を管理する体制を整備する。	環境省の4競争的研究資金については追跡調査を一元的に実施しており、この枠組みの活用等について検討する。
	③環境分野の研究開発の社会的効果を定量的に評価するための手法について開発する。	平成20年度から、環境分野の研究・技術開発を適切に評価するため、社会的効果を定量的に評価するための手法の検討に着手している。
(7)先端技術の積極的活用	①ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業等、先端技術を積極的に環境技術に活用していく課題を対象とした技術開発を促進する。	超小型センサーや有害化学物質を高感度・迅速に検出するセンサーなど、ナノテクノロジーを活用した環境技術開発を推進している。【再掲(5)2)⑥】
	②内閣府が実施するナノテクノロジーの社会受容に関する取組に積極的に参画する。	連携施策群「ナノテクノロジーの研究開発推進と社会受容に関する基盤開発」に参加している。

章名	具体的方針	実施状況
	③環境中におけるナノ粒子等の体内動態と健康影響評価を推進する。	ディーゼル排ガス由来のナノ粒子について、ナノ粒子の安定性に関する研究や動物実験等の調査を実施し、生体影響を調査しているところ。
	④バイオテクノロジー戦略大綱に基づき研究・技術開発を推進する。	競争的研究資金等を活用し、バイオテクノロジー戦略大綱に基づく研究・技術開発を推進している。
	⑤IT新改革戦略に基づきITを活用した環境情報の収集、整理、提供等を推進する。	環境省ホームページについて、ウェブコンテンツIISを踏まえたホームページの作成等、利用者の利便性を考慮した環境情報の提供を推進している。
(8) 研究・技術開発成果の普及啓発と政策への還元 1) 有用な環境技術の普及促進	①前述の重点投資課題及び「科学技術基本計画」で掲げられた環境分野の戦略重点科学技術を対象に、集中的に資源を投入する。	競争的研究資金においては、戦略重点科学技術として位置づけられている課題を、重点テーマとして位置づけるなど、重点的な推進を図った。
	②有用な環境技術の導入がしやすくなるよう、第三者機関が環境技術の性能を実証する仕組みを整備する。	平成19年度に以下の分野、計53技術の実証を実施した。 ○小規模有機性排水処理技術分野 ○中小企業向けVOC処理技術分野 ○ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮） ○山岳トイレ技術分野 ○湖沼等水質浄化技術分野 ○閉鎖性海域の水環境改善技術分野 また、平成20年度からは、本格事業として展開しているが、そのための実証事業の価値向上及び運営体制の強化について検討を行った。
	③競争的資金等による環境技術開発において知的財産化を支援し、また、知的財産化や標準化の寄与等の状況をフォローアップする。	競争的研究資金において、特許関連経費を間接経費として認めるなどの金銭的な支援の他、追跡調査を行い、知的財産化等についても調査を実施しているところ。 また、廃棄物処理等科学研究費では、SBIR制度を用いて中小企業の知的財産化を支援している。
(8) 研究・技術開発成果の普及啓発と政策への還元 2) 環境情報の普及促進	①環境総合データベースを引き続き整備・運用するなど環境省の行政情報の電子的提供を推進する。	環境総合データベースについて、データベース内の各種情報の充実及び更新を図っている。
	②環境研究・技術開発の施策の成果について、一般国民を対象としてわかりやすく編集し公表する等、環境省のホームページ上での情報提供の内容の充実を図る。	競争的研究資金における環境研究・環境技術開発課題の概要や成果等についてホームページ上で公表している。地球環境研究総合推進費では、研究成果が施策に貢献された事例については、報道発表等にて広報を実施している。



章名	具体的方針	実施状況
(8) 研究・技術開発成果の普及啓発と政策への還元 3) 成果の戦略的広報	③情報提供がもたらす効果に着目し、環境研究・技術開発の内容と情報の受取手を考慮しつつ、適切な広報媒体を最大限活用する。	各競争的資金において、環境省ホームページ、成果発表会を活用して、成果の広報を行っている。 また、我が国の優れた環境研究・環境技術開発の成果を、その内容やその受け手に応じて、国内外に戦略的に発信する体制を構築するため、その予算措置を実施。平成20年度から本格的な検討に着手している。
(8) 研究・技術開発成果の普及啓発と政策への還元 4) 研究者と政策担当者の連携体制の確立	①研究者と政策担当者のコミュニケーションが円滑に行われるよう、研究評価や成果発表会の場等を活用し、両者間の交流の場を創出する。	研究評価や成果発表会の場等を活用し、研究者と政策担当者のコミュニケーションを円滑に図るよう努めている。
(9) 成果目標の設定	環境分野における政府研究開発投資総額(円/年):政府全体の研究開発投資総額の伸び率を上回る伸び率(%)を確保	○環境分野 1,281億円(H19年度)(1,190億円(H18年度)):伸び率:+7.6% ○政府研究開発投資総額 35,113億円(H19年度)(35,743億円(H18年度)):伸び率:-1.8% (出展)総合科学技術会議資料 から
	政府研究開発投資総額に占める環境分野の投資割合(%):17年度比増	3.6%(H19年度)(4.2%(H17年度))
	我が国における環境分野の特許登録件数:18年度比倍増	4,142件(H19年度)(3,302件(H18年度))
	環境関連技術(環境産業)の市場規模(円/年):22年度予測値比50%増	